児童虐待と里親制度1

中央大学 横山彰研究会 社会保障分科会①

> 奥田なつみ 清水麻由 長谷川柚 藤井菜月

2017年 11月

 $^{^1}$ 本稿は、2017 年 12 月 2 日、3 日に開催される ISFJ 日本政策学生会議「政策フォーラム 2017」のために作成したものである。本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

要約

児童相談所における児童虐待相談の対応件数は年々増加しており、要保護児童における被虐待児の割合も 50%以上を占めている。そのため、要保護児童の中でも被虐待児のケアが必要とされている。現在の被虐待児の措置としては児童養護施設への入所が 9 割近くに上り、里親への委託は1割程度にとどまっている。里親委託児童における被虐待経験児童の割合も 30%ほどであり、児童養護施設入所児童の 50%と比較して低い現状がある。しかし、各措置方法を比較すると里親委託の方が子どもにとって良い方法であるといえる。政府でも子どもが家庭的な環境で育つことのできる里親委託を推進する方策を出しており、ここからも里親委託という方法は被虐待児が傷ついた心を回復するために広める必要があることが分かる。私たちはこの理想と現実のギャップに問題意識を持ち、「要保護児童、特に被虐待児が家庭的環境で成長できる状態」に向けて、里親委託率を上げるための取り組みについて提言する。

現在里親委託率が低いことからも分かるように、日本の里親制度には多くの課題が残さ れている。より良い委託先を見つけるための新規里親のリクルート、マッチング、委託後 の支援体制と、里親委託における各段階で課題が山積みである。現状ではこれらの里親関 連業務のほとんどが児童相談所に任せられているが、児童相談所の職員は増え続ける児童 虐待相談への対応に追われ、里親業務にまで手が回っていない。その結果、児童相談所に おいて里親委託の推進がおろそかになり、日本の里親委託率はなかなか上昇しない。政府 は 2016 年に児童福祉司の 550 人の増員をはじめとする「児童相談所強化プラン」を発表 し、児童相談所の職員の負担を軽減させようとしている。しかし私たちは、この増員計画 が仮に達成されたとしても、児童虐待相談の数も増えることが予想されるため、児童福祉 司の負担は減らず、里親関連業務への対応のしかたも変化しないのではないかと考えた。 これについてこれまでの児童福祉司数と児童虐待相談件数の推移から児童福祉司1人あた りの担当ケース数を計算した。また、児童福祉司の増員が達成される 2019 年の児童虐待相 談件数の予測を行い、同じく 1 人あたりの担当ケース数を割り出した。その結果、担当ケ ース数は多少減るものの、それは数件であり、里親関連業務を行うまでの余裕がないこと が判明した。しかし、この状況でも里親委託率を大きく伸ばし、高い委託率を出している 自治体も存在している。それが静岡市であり、私たちは静岡市がどのようにして委託率を 上げたのかをヒアリングなどを通して先行事例として分析した。分析の結果、静岡市で は、児童相談所の里親業務を全面的に NPO 法人静岡市里親家庭支援センターに委託してお り、それが委託率の状況に効果的であることが分かった。また、児童福祉司の増員と民間 団体への業務委託にかかる費用を比較したところ、民間団体への委託の方が費用が少なく て済み、予算の面から見ても外部委託という方法は効果的だといえる。

以上の分析から、私たちは「里親業務の外部機関への委託」を政策として提言する。こ

れにより、児童相談所は児童虐待相談をはじめとする相談業務に専念することができ、外部機関は里親に関する業務に専念することができる。児童相談所と外部機関がそれぞれある業務に専念することで、どちらもより質の高いサービスを提供することができ、子どもにとってより良い選択をすることができるのではないかと考える。

目次

はじめに

第1章 現状分析と問題意識

- 第1節 児童虐待の現状
 - 第1項 児童虐待の相談件数
 - 第2項 要保護児童における被虐待児の増加
- 第2節 被虐待児の措置方法
 - 第1項 措置決定のプロセス
 - 第2項 措置方法について
- 第3節 政府の取り組み
- 第4節 里親について
 - 第1項 里親の種類
 - 第2項 里親になるまでの流れ
 - 第3項 里親登録数と委託数
 - 第4項 海外との比較

第2章 先行研究

- 第1節 里親委託における課題
- 第2節 児童相談所の業務
- 第3節 本稿の位置づけ

第3章 分析

- 第1節 既存の政策の分析
- 第2節 先行事例
 - 第1項 オーストラリアの事例
 - 第2項 静岡市の事例

第4章 政策提言

- 第1節 現行政策の問題点
- 第2節 外部機関への委託
- 第3節 今後の課題

おわりに

参考文献・データ出典

はじめに

子どもの権利は「児童の権利に関する条約(1990年に発効、日本は 1994年に批准)」や「改正児童福祉法(2016年)」によって保障されている。ユニセフによると、「子どもの権利条約」には 4 つの柱がある。健康に生まれ、十分な栄養を得て健やかに育つという「生きる権利」、虐待や差別から守られるという「守られる権利」、教育を受け、自分の考えが守られることで自分らしく成長するという「育つ権利」、自分の意見を表明したり、グループを作って活動したりできるという「参加する権利」の 4 つである。また、2016年の「改正児童福祉法」では、わが国で初めて子どもの権利条約の理念が明記され、子どもが権利の主体であることが示された。これらが示すように、子どもの権利というのは幅広く尊重されるべきものである。

しかし、これらの条約や法律で保障されている子どもの権利は、児童虐待によって侵害されている現状がある。児童相談所への児童虐待の相談件数は、平成28年度では122,578件で過去最高の数値を記録しており、統計を取り始めた平成2年度から26年連続で増加している。また、要保護児童における被虐待児の割合も50%以上を占める。このことから、児童虐待の被害は大きくなっており、児童虐待問題は深刻な問題であることが分かる。

児童虐待は、児童虐待防止法において、身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待の4種類に分類されているが、その種類のいずれであっても子どもに大きな被害をもたらす。具体的には、虐待をされることによって子どもが身体的にも精神的にも苦痛を味わうこと、その結果として性格・知能形成などにおいて問題が生じることがあること、また、子どもの頃に虐待を受けた人が親になったときに、その子どもに虐待をしてしまうという虐待の連鎖につながるということが挙げられる。つまり、虐待をされたことによる苦痛のみならず、そこから派生する問題も子どもを傷つける原因となっている。また、現在起こっている虐待が将来の子どもにも苦痛を与えてしまう可能性もある。このように、児童虐待は長期に渡って子どもに深刻な影響をもたらすため、早急に解決するべき問題であるといえる。

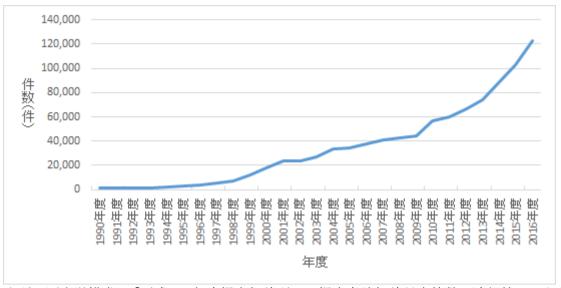
それにもかかわらず、この児童虐待という問題が現在も解決されておらず、その結果、本来保障されるはずの子どもの権利が守られていない。このことに我々は着目し、児童虐待への対応を考える必要性があると考えた。現在、被虐待児の措置としては児童養護施設などへの施設入所が一般的である。しかし、施設では職員が日によって変わったり 1 人の職員が何人もの子どもの世話をしたりするため、虐待を受けて心に傷を負った子どもたちのケアが十分にできているとはいえない。そのため、彼らへの措置としてはより家庭的な環境で愛されて育つことのできる里親委託が適切であると考える。また、政府においても、子どもを権利の主体と位置付けた「改正児童福祉法」を踏まえて、「施設入所ではなく里親委託を優先する」という方向性を定めた。これにより里親委託率を上げるための取り組みが今後強化されていくことが予想される。しかし、里親への委託率は依然として低く、里親委託については課題がまだ残っているといえる。そこで私たちは、「里親委託率を上げ、子どもたちが家庭的な環境で育つことのできる状態」を理想状態として掲げ、委託率を上げるために必要な取り組みについて考える。

第1章 現状分析と問題意識 第1節 児童虐待の現状

第1項 児童虐待の相談対応件数

本項では虐待相談件数について述べる。以下は、児童相談所の児童虐待相談対応件数の 推移を表したグラフである。

<図1:児童相談所の児童虐待相談対応件数の推移>



出所: 厚生労働省 「平成 28 年度児童相談所での児童虐待相談対応件数<速報値>」より 筆者作成

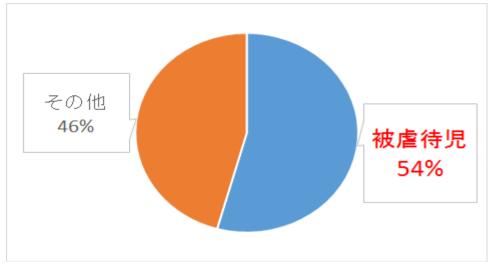
注)相談対応件数:当年度中に児童相談所が相談を受け、援助方針会議の結果により指導 や措置を行った件数

このグラフを見ると分かるように、児童虐待相談対応件数は 1990 年度に統計を取り始めて 以来 26 年連続で増加している。この結果から、児童虐待の被害は増加していると考えられ る。はじめにでも述べたように、児童虐待は子どもに深刻な影響をもたらすため、この現 状は、改善する必要があるといえる。

第2項 要保護児童における被虐待児の増加

本項では、第1項で述べた児童虐待の被害の増加について、より具体的に見ていく。以下のグラフは、被虐待児が要保護児童の中でどれほどの割合を占めているかを示したものである。要保護児童とは、児童福祉法によると「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童」であり、孤児・被虐待児・障害児などが含まれる。

<図2:2013年の要保護児童における被虐待児の割合>



出所:厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童養護施設入所児童等調査結果(平成 25 年 2 月 1 日現在) | より筆者作成

注) 2013年の要保護児童の合計は47,776人、そのうち被虐待児は25,947人である

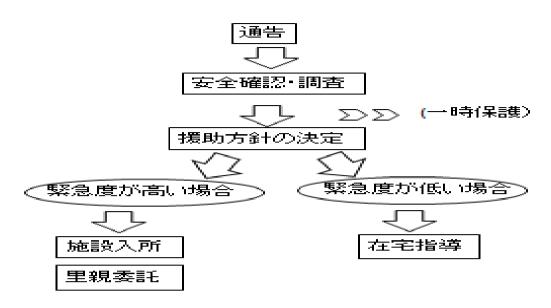
これより、要保護児童における被虐待児の割合は 50%を超えており、要保護児童の 2 人に 1 人以上が虐待の経験を持っている。また、要保護児童数だけでも被虐待児は 25,000 人を 超えており、かなりの数の子どもが虐待の被害を受けている。そのため、被虐待児の措置が要保護児童への措置の中で大きな意味を持ち、重要であるといえる。

第2節 被虐待児の措置方法

第1項 措置決定のプロセス

本項では、児童相談所がどのように児童虐待の通告があったケースに対しての措置を決定しているのかを述べる。以下は、そのプロセスを図で示したものである。

<図3: 虐待通告から対応までの流れ>



出所:厚生労働省「平成25年改正版子ども虐待対応の手引き」より筆者作成

児童相談所では、児童虐待の通告を受けると、情報収集や調査によって子どもの安全確認と通告内容の事実確認をおこなう。調査の結果、緊急に保護が必要と判断された場合には、子どもを一時保護する。保護された子どもは一時保護所や養護施設等に入所する。そして、虐待の事実やその背景等の調査をおこない、親子を分離して児童福祉施設への入所や里親委託にするか、親子を分離せずに在宅指導をおこなうかの援助方針を決定する。必要に応じて、立入調査や出頭要求をおこなうこともある。虐待の危険度が低く、緊急度がそれほど高くないと判断された場合は、親子分離をせずに児童福祉司等が訪問指導を行ったり、親子で児童相談所に通わせたりするなどの在宅指導の措置をとる。一方、虐待の危険度が高く、子どもを保護者のもとで養育させることが不適切だと判断された場合は、児童相談所は子どもを家庭から引き離し、乳児院や児童養護施設などの児童福祉施設への入所や里親委託の措置をとる。

本研究においては、より虐待の深刻度が高く、子どもが家庭に戻ることができず親子分離に至ったケースに焦点をあてる。

第2項 措置方法について

本項では、第1項で述べた被虐待児の措置について詳しく説明する。第1項でも述べた

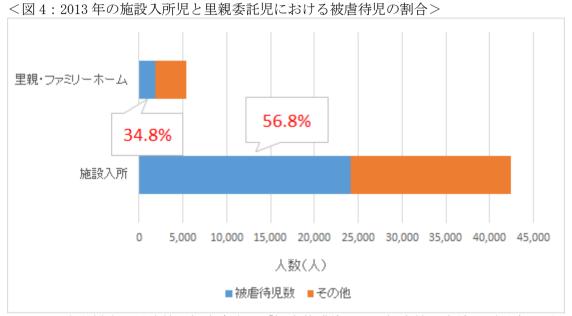
ように、被虐待児の措置方法には大きく分けて施設入所と里親委託の 2 つがある。以下で厚生労働省の資料に記載されている特徴を説明する。

まず施設入所についてである。被虐待児をはじめとする要保護児童が入所する施設には、その子どもの年齢や状況に応じて乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホームがある。その中でも児童養護施設は「保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童」を対象としているため、被虐待児が入所する可能性が最も高い施設である。児童養護施設は、「安定した生活環境の整備、生活・学習指導、家庭環境の調整等を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する機能をも」つ施設であり、平成 26 年時点で全国に 601 か所ある。以前はほとんどが定員 20 名以上の大舎制であったが、近年は小規模化が目指され、定員 12 名以下の小舎制や 6 名程度の小規模グループケアの施設が増加してきている。また、児童養護施設には、子どものケアを主に担当する児童指導員、医師や看護師、心理療法担当職員など、子どもの養育において専門的なケアが可能な人員がそろっている。そのため、施設に入所すると子どもたちはさまざまな職種の職員から専門的なケアを受けることができる。しかし、児童指導員は配置人数が見直されてきてはいるが、それでも小学生以上 5.5 人に 1 人である。そのため、子ども 1 人 1 人に対して細かいケアまではできず、子どもの心の傷が完全に回復することは難しいと考えられる。

次に里親制度についてである。これは要保護児童の養育を里親に委託し、家庭内で子どもを養育する制度である。里親 1 人につき 4 人まで子どもを委託することができる。里親には里親手当や生活費等の手当が支給され、国から金銭的な援助を受けながら子どもを育てることができる。また、里親に近い形の養護として、ファミリーホームがある。これは里親の規模を拡大したような方法で、里親とその補助者の計3名で5~6名の子どもを養育する制度である。どちらにせよ、子どもが家庭的な環境で愛着関係をはぐくむことができるのが特徴であるが、その一方で「里親になついてしまうのでは」とおう懸念から実親からの理解が得られにくい、里親への支援体制が完全には整備されていないため里親に専門知識があまりないという現状もある。

このように、どちらの方法にもメリット・デメリットがあり、制度全体をみると課題が 残されている。しかし「改正児童福祉法」における子どもが権利の主体という位置づけを 踏まえ、どちらが子どもにとって良い選択であるかを考えた場合、家庭的な環境で愛着関 係を育むために里親委託を行う方ではないだろうか。現在の里親制度には課題が多く存在 しているが、それはあくまで制度的なものであり、子どもの幸せとは関係ないものであ る。以上のことから、私たちは里親委託を被虐待児の措置方法として最適であるという結 論に至り、里親委託を推進するための政策について考える。

以下のグラフは、2013 年の施設入所児と里親委託児における被虐待児の割合を示している。



出所:厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童養護施設入所児童等調査結果(平成 25 年 2 月 1 日現在)」より筆者作成

ここから、被虐待児における措置としては施設入所の方が一般的であり、里親委託はまだ 進んでいないといえる。しかし、先ほど述べたように、里親委託の方が子どもにとって良 い方法であり、施設入所児童の方が多いという現状は改善するべきである。

第3節 政府の取り組み

本節では、法改正や政策を追って、虐待問題と社会的養護に関する政府の動向についてみていく。

虐待問題と社会的養護に関する主な法律は「児童虐待の防止等に関する法律」(通称児童虐待防止法)と「児童福祉法」である。日本の現在の里親制度を定める「児童福祉法」は戦後間もなく孤児が巷にあふれていた背景を受けて1947年に制定された。

1990 年代頃、「児童の権利に関する条約」の批准やマスメディアの報道激化などを背景に 虐待問題が社会問題化してきた。これに対処するため 2000 年に虐待にかかわる基本的な法律である「児童虐待の防止等に関する法律」(通称児童虐待防止法)が制定された。虐待の定義や住民の通告義務等の基本事項が明記された。被虐待児を含む要保護児童の増加を受けて社会的養護体制の充実に向けた取り組みが行う必要がでてきた。同年「児童相談所運営指針」によって児童相談所の概要やその他援助方法が示され、以降は法改正に基づいて更新されている。

1997 年から 2004 年までの児童福祉法改正における主な取り組みとして①施設機能の見直し②地域課・小規模化の推進③職員配置の見直し④行政体制整備があげられる。具体的には、①として養護施設等の名称や機能の見直し・自立援助ホームの創設・児童養護施設と乳児院の年齢弾力化・地域住民に対する児童の養育に関する相談助言の規定・施設整備費の基準面積や最低基準の居室面積の引上げ等が行われてきた。②として児童家庭支援センターの創設・里親の最低基準制定、専門里親・親族里親創設・地域小規模児童養護施設小規模グループケア、③として心理療法担当職員・家庭支援専門相談員の拡大・常勤化④として市町村が相談対応を行う旨を明確化・要保護児童対策地域協議会の法定化・児相設置市の創設などが行われた。一方で2004年の虐待防止法一部改正では定義の拡大や通告義務の拡大、国及び地方公共団体の責務を明記した。虐待の発見を拡大し、政府と児童相談所間の連携を強化することで件数の増加に対応する狙いがあったのではないかと考えられる。

2008 年の児童虐待防止法一部改正では、第一条の目的に「児童の権利利益の擁護に資すること」が明記されたほか、児童の安全確認等のための立入調査等の強化や、保護者に対する面接・通信等の制限の強化、保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化が行われた。同年の児童福祉法の一部改正では、未成年後見人請求の間の親権の代行について児相長の親権を認める旨、正当な理由なく立入調査を拒否した者に対する罰則の強化などが新たに定められた。親の同意が得られず立ち入り調査に至らない事案が背景にある。また、地方公共団体の要保護児童対策地域協議会の設置義務や機能強化、乳幼児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等子育て支援事業の法定化及び努力義務化、里親制度の改正等家庭養護の拡充が定められた。その頃からの児童福法改正の主な取組は①里親制度等の推進②アフターケア事業の充実③施設の質の向上に分けられる。①としては里親制度の改正(養育里親制度、里親支援機関の創設等)・里親手当の倍額への引上げ・ファミリーホーム創設②としては・児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)について20歳未満に対象拡大し、予算措置も増額・地域生活・自立支援事業(モデル事業)の実施③としては・基幹的職員の養成・配置等が具体的にあげられる。2004 年までの改正内容に比べ、里親制度についての内容が多くなっていることから、保護措置のうち家庭的養護の重要性に焦点が

当たり始めたことがわかる。

2011 年には厚生労働省より「里親委託ガイドライン」が定められ、里親委託推進の方向性が示された。里親委託ガイドラインでは、①特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより、安心感、自己肯定感、基本的信頼感を育むことができる、②家庭生活を体験し、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることができる、③家庭生活での人間関係を学び、地域社会での社会性を養い、生活技術を獲得できる(里親委託ガイドラインより抜粋))ことから、里親委託優先の原則が掲げられている。里親委託の意義や里親認定登録や里親への支援なども記されている。

2012 年の児童福祉法改正では、親権停止及び管理権喪失の審判等についての児童相談所長の請求権付与や児童相談所長の親権代行、親権者等が児童相談所長の必要な措置を不当に妨げてはならない旨などを規定した。

2016 年の児童福祉法一部改正では児童福祉法の理念が明確化され、児童が福祉の権利となることが明記されより子供目線に立った内容となった。また、虐待発生予防策として母子健康保健包括センターの全国設置や、虐待発生時の対応策として要保護児童対策地域協議会の調整機関に専門職を配置すること、政令で定める特別区に児童相談所を設置する旨や市町村と児童相談所の体制強化、被虐待児への自立支援対策として里親委託推進等、関係機関が連携する旨・都道府県業務として里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援、養子縁組里親の法定化・都道府県の業務として養子縁組に関する相談支援が定められた。また「児童相談所強化プラン」を掲げ児童相談所の体制と専門性を強化する方針を示した。同年、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律が可決された。悪徳業者の蔓延と家庭養護が注目されるようになったことが背景である。

2017 年に入って児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部改正があり、司法が積極的に介入していく方針を示した。また、家庭裁判所による一時保護の審査の導入や、接近禁止命令を行うことができる場合の拡大についても定められた。児童相談所と保護者との対立構造に司法が関与することで児童の保護を最優先するためである。

政府は虐待問題の社会問題化を受けて虐待の予防・早期発見・その後の児童の養護にかかる様々な活動を行ってきた。中でも、虐待相談件数が急増している現状で被虐待児を含む要保護児童数への措置の必要性は高まっている。要保護児童にかかる措置のうち、児童養護施設の定員不足が表面化してきたことや児童にとっての家庭的養護の重要性が指摘されてきたことから、近年は要保護児童において里親等の養護体制を整え委託を推進する方向にあると言える。

第4節 里親について

第1項 里親の種類

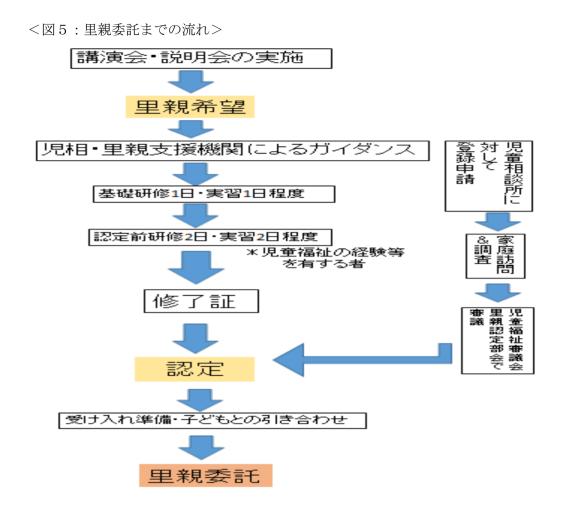
本項では、第2・3節で述べたように子どもの目線から見て重要性の高い里親についての前提知識を説明する。里親には、養育里親・専門里親・親族里親・養子縁組里親の4つの分類が存在しており、種類によって条件や期間が異なっている。

厚生労働省「里親の要件等」によると、養育里親は、家族と暮らせない児童を一定期間養育する里親である。養育里親になるための要件は、①養育里親研修を修了すること、②欠落事由(1. 成年被後見人または被保佐人である、2. 罰金もしくは禁錮以上の刑に処せられた、3. 過去に虐待や不適切な養育を行ったのいずれか)に該当しないこと、③経済的に困窮していないことの3つであり、特別な資格がなくてもなることができる。専門里親は、被虐待児・非行問題を有する児童・障害がある児童のいずれかを2年以内という期限付きで養育する里親である(ただし、都道府県知事が必要と判断した場合は期間の更新が可能)。養育里親よりもより専門的なケアが必要な児童が対象であるため、認定の要件も養育里親よりも厳しくなっており、①養育里親としての経験もしくは児童福祉事業に従事した経験を3年以上有すること、②専門里親研修を修了していることの2つが要件である。親族里親とは、名前の通り親族が児童の養育を行う里親であり、①該当児童の3親等する和難であること、②その児童の両親や監護する者が死亡・行方不明などの理由で養育が困難であることが条件である。養子縁組里親は、該当児童と養子縁組を結ぶことを希望する者が対象である。親族里親と養子縁組里親については、養育里親の認定基準も考慮された上で都道府県知事が認定するかの判断を行っている。

わが国では、これら4種類の里親が子どもの状況によって養育を任され、実際に養育を 行っている。

第2項 里親になるまでの流れ

本項では里親になるまでの流れを説明する。以下の図で、里親委託までの流れを具体的に示す。



出所:厚生労働省「社会的養護の現状について(参考資料)」より筆者作成

まず、各自治体において里親に興味のある者を対象にした説明会や講演会、里親本人による体験発表会を開催する。そこで実際に里親になりたいと思った場合、児童相談所や里親支援機関に相談し、詳しい説明を受ける。その後基礎研修や認定前研修をうけ、修了証をもらうと里親としての認定をうけることができる。その際、児童福祉の経験等を有する者は認定前研修以前の段階が免除となる。また、里親希望者から相談を受けた児童相談所は希望者への家庭訪問や調査を行い、児童福祉審議会里親認定部会での審査を経て、その人を里親に認定すべきかを判断する。里親希望者の研修、審議会での審議の両方で認定さ

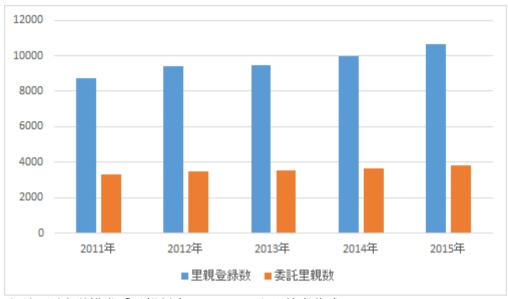
れると里親として登録される。その後児童相談所で里親委託が望ましいと思われる子どもがいた際に、里親と子どものニーズなどが考慮され、望ましい里親に委託を打診する。そして里親と子どもが実際に面会して相性を確認し、その里親家庭に委託することが可能だと認められたら正式に里親委託が決定する。里親を希望してから認定され、さらには実際に子どもを委託されるまでにはかなりの時間がかかり、里親委託は施設入所に比べて難しい措置といえる。

第3項 登録里親数と委託里親数

本項では、先ほど述べた里親に現状どれくらいの人々が登録しているのか(登録里親数)、また、その中で実際に子どもを委託されている里親がどれくらいいるのか(委託里親数)を見ていく。

以下が登録里親数と委託里親数の推移についてのグラフである。

<図6:登録里親数と委託里親数の推移>



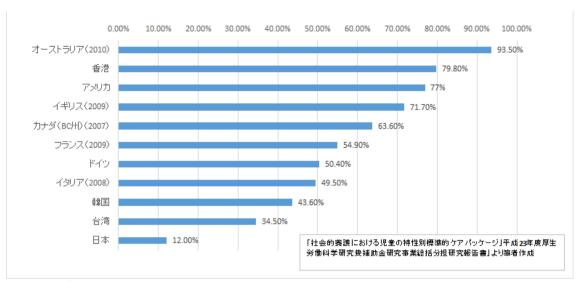
出所:厚生労働省「里親制度について」より筆者作成

これを見ると、登録里親数は5年間で増加しているにもかかわらず、委託里親数はほぼ変わっていない。

第4項 海外との比較

以下は諸外国における里親等委託率の状況を表す。

<図7:諸外国における里親等委託率の状況>



出所:「家庭外ケア児童数及び里親委託率等の国際比較研究」主任研究者 開原久代(東京成徳大学子ども学部) (平成23年度厚生労働科学研究「社会的養護における児童の特性別標準的ケアパッケージ(被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究)」)より筆者作成

日本の里親委託率(保護措置における里親委託の割合)は、他の先進国と比較しても低い水準にあることがわかる。日本において「子供は神からの授かりもの」といったキリスト教的子育で観がないといった指摘もあるように、諸外国との文化や社会的背景に根本的な差異があることを考慮すれば単純な比較はできない。しかしながら、上述の通り家庭養護は子どもの健やかな発達と養育にとって非常に重要な役割をもつ。日本で児童を最優先した養護体制が採られているかについては疑問が残る。

第2章 先行研究

第1節 里親委託における課題

第 1 章では、虐待の被害の増加とそれに伴う里親委託の重要性について述べ、その一方

でわが国では未だに里親委託率が低いという現状を問題意識とした。それを踏まえて、本節では里親委託率が低い要因について、先行研究を引用して考える。

貴田美鈴(2009)「里親に関する研究の展望と課題― 1998 年~2008 年までの国内文献から一」では、そのタイトルが示すように 1998 年から 2008 年までの文献を調査し、そのテーマを細かく分類したうえで、今後の研究に残された課題を指摘している。里親制度が日本で進んでいない理由として、多くの研究では、「血統を重んじる日本人の価値観」が挙げられている。しかし一方では、それは科学的に立証されていない主張であり、里親制度不振の要因に関してはより深く分析することが重要だという見解も存在している。この見解を踏まえ、里親制度の課題に関して価値観以外の観点から述べた研究は多く、指摘されている課題は多岐にわたる。具体的には、マッチングシステムや里親に対するアセスメントなどの不十分さや、里親研修・里親への家庭訪問の少なさなどである。この研究は2008 年までの状況しか踏まえていないが、厚生労働省(2017)「社会的養護の現状について(参考資料)」においても、「登録された多様な里親の状況が把握され」ることや「研修、相談、里親同士の相互交流などの里親支援」が重要であると述べられていることから、貴田(2008)で挙げられていた課題が現在も重要視されていることが見て取れる。また、「良いマッチングのためには、多数の候補が必要」とあり、登録里親数を増やす必要性についても言及している。

里親への支援に関して、里親本人の意見を聞いた研究には、木村容子(2012)「里親制度の啓発と普及についての一考察」がある。この研究では、里親のニーズを把握するために里親に対してアンケート調査を行っている。そしてその結果を養育里親と養子縁組里親に分けて集計している。この調査では里親が里子を養育するうえで困ったことが数多く挙げられているが、それらの困難が発生した際に頼った機関として児童相談所が養育里親と全体で1位となっている。特に養育里親について見ると9割近くの里親が児童相談所を利用している。また、必要であるサービスの項目では、児童相談所における「電話支援」「来所支援」「家庭訪問」「情報提供」「里親への共感・励まし」がいずれも里親全体の7~8割を占めるという結果になった。

同様のアンケートが伊藤嘉余子(2016)「里親の支援ニーズと支援機関の役割:里親アンケート調査結果からの考察」でも行われており、ここでは相談支援機関における相談対応についての回答を得ている。このアンケートからは、一部の里親が児童相談所の相談対応に対して「専門的」「親身になって聞いてくれる」という評価をしており、満足しているという結果が得られた。しかし同時に、「担当がすぐ変わる」「いつも忙しそう」「対応が事務的」という意見を持つ里親も多く見られた。

以上の2つのアンケート調査を踏まえると、里親は児童相談所を頼り、児童相談所による支援を必要としているが、実際には満足のいく対応がなされていないケースもあることがわかる。このように児童相談所による里親支援がうまくいっていない現状の要因は何なのか。次節でこの要因について考える。

第2節 児童相談所の業務

本節では、第 1 節に述べたように里親制度における課題がなぜ解決されないのか、なぜ児童相談所の対応が十分にできていないのかを考える。貴田(2009)で挙げられていたマッチング、里親へのアセスメント、研修、相談・訪問支援など、多岐にわたる課題の解決を求められるのは児童相談所である。つまり、里親制度の改善という点だけ見ても児童相談所の職員には取り組むべきことがたくさんある。それに加えて、第 1 章で述べた児童虐待相談の増加への対応やそれ以外の相談への対応など、やるべきことは山積みである。坂本理(2012)「虐待ケースを 100 件担当するということー 1. 児童福祉司からの報告ー」によると、諸外国では児童福祉司1人あたり 20 件前後のケースを担当するが、日本では 100件以上を担当することも珍しくない。坂本はかつて、児童福祉司として 1 年間に 128 件の虐待ケースを担当しており、その半数近くのケースで子どもや保護者と 1 回以上面接を行っており、残りのケースについても面接したかったにもかかわらずできなかったものが多かった。また、面談に加えて電話相談への対応や所内での会議への出席などの業務もあり、彼が児童福祉司としていかに多忙な日々を送っていたかが分かる。このような状況下で彼が里親関連業務も担当することは確実に困難であったと考えられる。

第3節 本稿の位置づけ

本節では、第 $1\cdot2$ 節で取り上げた先行研究の課題について言及し、本研究の位置づけについて説明する。

坂本(2012)の報告は児童福祉司の忙しさを示すうえで重要な報告であったといえるが、1人の児童福祉司の経験であるため、この状況が他の児童相談所やその職員にも当てはまるものなのかは検証が必要である。また、厚生労働省が2016年に発表した「児童相談所強化プラン」には児童福祉司の増員を行うとあり、このプラン通りに増員が進められた場合、児童福祉司の負担が軽減され、里親業務も行うことが可能なのではないかという疑問が残る。

以上を踏まえ、本研究では、児童相談所の職員、主に児童福祉司が通常の業務に加えて 里親関連業務も行うことが本当に困難であるのかを分析する。

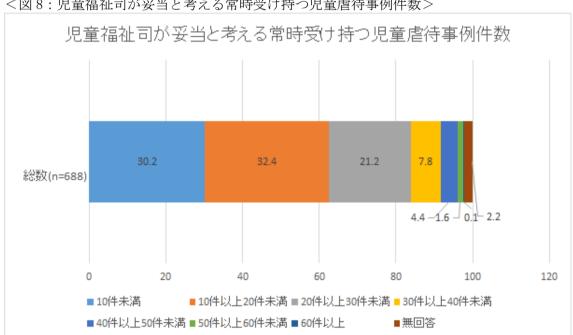
第3章 分析

第1節 児童相談所職員増加による効果の検証

本章では、現行政策として採られている児童相談所職員数増加の効果を検証する児童相 談所職員には児童福祉司をはじめ児童心理司や受付相談員や電話相談員、保健師や医師等 の職種がある。本章ではその中でも児童福祉司に焦点を当てる。理由としては児童相談所 職員の半数以上を占め、相談から調査そして対処まで一連の実務を一手に引き受ける役割 を持つためである。

第1項 児童福祉司1人当たりの持ちケース

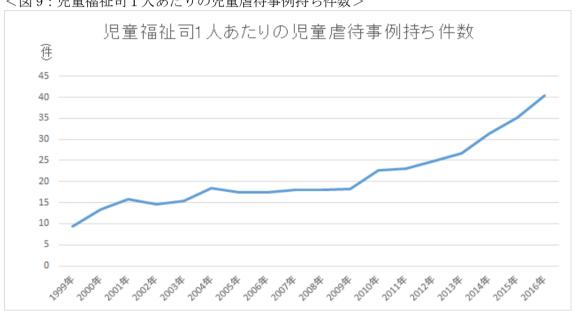
平成22年度の虐待相談対応への意識調査によると、児童福祉司1人当たりが常時受け持 つ児童虐待事例件数として妥当と考える件数は以下の通りである。



<図8:児童福祉司が妥当と考える常時受け持つ児童虐待事例件数>

出所:総務省「児童虐待の防止等に関する意識等調査結果」より筆者作成

10 件以上 20 件未満が妥当であると答える児童福祉司が 32.4%と最も高く、次いで 10 件未満が 30.2%となった。これに対し、1999 年から 2016 年にかけて児童福祉司数は 2.5 倍に増加しているものの、児童虐待相談件数は約 8.9 倍となっており、児童福祉司が受け持つ一人あたりの虐待事例件数は増加している。



<図9:児童福祉司1人あたりの児童虐待事例持ち件数>

出所:厚生労働省「児童相談所の現状」より筆者作成

注) 児童福祉司1人当たりの虐待児童受け持ち件数=虐待相談件数÷児童福祉司数で算出

1999 年時点では平均約9件であったのに対して2016年では約40件を受け持っている現状があり、児童福祉司の業務量が急激に拡大していることが分かる。実際には虐待以外の対応も行っているため、持ち件数はさらに増えるといえる。海外の例と比較すると、オーストラリアのクイーンズランド州におけるソーシャルワーカー(日本における児童福祉士)が担当する社会福祉分野の全般を担う持ちケースは年間で20件であり、15件まで減

らすことが望ましいとされている(特定非営利法人キーアセットによる 2015 年調査報告書より)。したがって、日本の児童福祉士が担当する持ち件数は圧倒的に多いことが分かる。

2016 年に決定した児童相談所強化プランでは、児童福祉法改正を踏まえて児童福祉司の配置標準を見直し、2019 年度までに児童福祉司数を550 人増加の3480 人まで増員することを決定した。しかしながらその増員がどの程度効果をもつのかについては疑問が残る。

2019 年度に政府が掲げる目標値に到達した場合、児童福祉司 1 人当たりの業務量はどの程度減少が見込めるのだろうか。近年の虐待相談件数の動向から、2019 年度時点の虐待相談件数が減少することは非常に考えにくい。そのため 2016 年度時点の虐待相談件数を、①2016 年現在の虐待相談件数、②1999 年から 2016 年までのデータから得られる 2019 年の推定値にわけて算出する。児童福祉司 1 人当たりの虐待児童受け持ち件数は、虐待相談件数÷児童福祉司数で求められるものとする。

①2016年時点の虐待相談件数から算出した場合の受け持ち件数

2016 年虐待相談件数:児童福祉司数の目標値

- =122,578 件÷3,840 人
- =32件(少数第二位四捨五入)である。

②1999年~2016年までのデータから推定値を算出した場合の受け持ち件数

これを求めるにあたり、まず、厚生労働省「平成 28 年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数<速報値>」より 1999 年から 2016 年までのデータを元に Excel の GROWTH 関数を用いて 2019 年度の虐待相談件数を予想した。GROWTH 関数は回帰指数曲線を用いて既存の値から将来の値を計算する方法で、

 $y = b * m^x$

の方程式をとる。本項では、式中のyは年度(既知のy)、xは虐待相談件数(既知のx)を表し、bは調整済みである。この関数を用いて得られた 2019 年の虐待相談件数の推定値は、149,857 件となった。この推計値を利用して受け持ち件数を求めると、

2019年の虐待相談件数の推計値÷児童福祉司数の目標値

- =149,857 件÷3,840 人
- =39件(少数第二位四捨五入)である。

以上の計算より、児童福祉司が550人増えることによって、児童福祉司1人当たりの虐待児童受け持ち事例数の減少は多くて8件であり、仮に今の速度で虐待相談件数が伸びる

とすれば 1 件しか減らないということになる。この結果により、厚生労働省が進めている「児童相談所強化プラン」は児童福祉司の受け持ち件数を減らすためには効果的でないことが分かる。

第2節 先行事例

本節では委託率の高い国内の事例や海外の事例をみる。それぞれが委託率の増加につながった要因や取り組みの特色を示す。

第1項 オーストラリアの事例

まず、海外の事例を見る。1章4節で述べた海外の里親委託率では、オーストラリア (2010年)が93.5%で1位となった。オーストラリアの取組において特徴的であるのが政 府と民間の役割分担である。里親サポートへの十分な時間や人材が少ないことから、里親 支援業務の一部または全部を民間団体に委託することでそれをまかなっている。州ごとに 民間への委託の範囲の程度は異なるが、全体的に民間委託への移行は進んでいる。例とし てクイーンズランド州をあげる。子どものケースマネジメント、里親登録等は政府が行 い、それ以外の業務は政府に認可された民間団体が行っている。里親になるまで、政府を 通す過程と、民間団体を通す過程の2種類に分けられる。政府の認可がおりた里親にしか 民間団体が委託できない制度であるため、里親のリクルートからその人が里親としてふさ わしいかの審査、研修まで民間団体が行い、最終的に政府が里親として認定する里親希望 者の割合は 70%、政府がそれらを直接提供する割合は 30%である。2013 年の調査委員会 で、2017 年から 2019 年にかけて政府が担う 30%のうち政府による最終決定を除いた業務 以外を民間団体へ移行する方針が決定された。これにより、政府はケースマネジメントや 認可等の最終決定だけを担い、そのほかの業務は民間団体が行うこととなる。また、クイ ーンズランド州には FCQ (Foster Care QLD)という政府からの援助を受けている里親団体 が存在する。里親のリクルートや、支援だけでなく、里親が政府に見直してほしい事柄が あった際、異議申し立てを行う機会を提供しているため、里親と政府の仲介的な役割を果 たす存在である。Create Foundation という団体も社会的擁護を受けている子どもたちの 声を政府に届ける活動をしている。また民間団体キーアセット QLD も里親のリクルートや 研修、里親家庭への支援を行う活動している。このように、様々な組織が存在し、里親や 社会的擁護を必要とする児童をサポートする活動を積極的に行っている。日本とは異なる 文化的背景や、社会的要因があるため一概に全ての面において参考にできるとは限らない が、2013 年から 2014 年の統計によると、クイーンズランド州の里親委託率は 87%であ り、非常に高いため、日本が学ぶべき点も多くあるといえる。

第2項 静岡市の事例

次に国内の事例についてみる。図 10 を参照すると、平成 17 年から平成 27 年にかけての 10 年間で里親委託率の増加幅が一番大きい自治体は静岡市であった。静岡市は平成 17 年 度末で 14.9%だったが、27 年度末には 46.9%まで上昇し、32.0%も増加した。

<図 10:平成27年度末時点における過去10年間の里親委託率の伸び率ランキング>

		里親委託率(平成 17 年 度)	里親委託率(平成 27 年 度)	伸び率
1	静岡市	14. 9%	46. 9%	32.0%
2	さいたま市	8.1%	33. 4%	25. 3%
3	福岡市	10. 6%	33. 3%	22. 7%
4	大分県	8.9%	30. 7%	21.8%
5	岡山県	6.2%	22. 3%	16. 1%
6	静岡県	9.8%	25. 4%	15. 6%
7	青森県	10. 7%	25. 4%	14. 7%
8	石川県	2.5%	17. 0%	14. 5%
8	長崎県	2.5%	17.0%	14. 5%
10	沖縄県	21. 0%	35. 3%	14. 3%

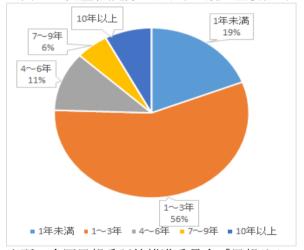
出所: 厚生労働省「平成29年度7月社会的養護の現状について(参考資料)」より筆者作成

静岡市は委託率をあげるためにどんなことに重点的に取り組んだのだろうか。静岡市では、静岡市児童相談所が里親業務を NPO 法人静岡市里親家庭支援センターに全面委託し、里親制度の啓発や里親になる人の里親研修、里親相談にあたっている全国でも珍しい例だ。里親業務は児童相談所が主体となるのが一般的であり、民間に委託していても、一部

委託にとどまっている自治体が多い。里親委託率が伸びた要因を調査するため、静岡市児 竜相談所に電話でヒアリングをおこなった。市児相の担当者によると、委託率を増加させ るための取り組みにおいて中心的役割を担ったのが NPO 法人「静岡市里親家庭支援センタ 一」である。2005年に里親登録者によって構成される同市里親会が発足した。同会の初代 会長が元児童相談所の所長であったこともあり、「子どもは家庭的な環境で育つべきだ」 という信念に基づいて、会長が率先し、里親会が中心となって里親業務に積極的に携わっ てきた。平成 20 年の里親支援機関事業改正により、都道府県が外部機関に委託することが 可能になったことを受け、静岡市里親会を母体として NPO 法人「静岡市里親家庭支援セン ター」を立ち上げた。当初の里親支援業務は静岡市による一部委託にとどまったが、2013 年からは児童相談所の行政処分以外全面委託している。市が民間委託に踏み切った背景と して、児童相談所は日々急増する虐待相談に追われ、里親委託に至るまで手が回らない状 況の中、熱心に里親の普及や支援に向けて取り組んでいた里親会の存在が大きかったそう だ。委託率の大幅増加に至った要因として、民間団体への全面委託のほかに、静岡市は 元々児童養護施設、乳児院が不足しており、要保護児童の委託先が少なかったため、里親 委託を市が推進してきたこと、経験豊富で協力してくれる里親が多かったことなど環境的 な要因もあったそうだ。また、民間委託に成功している静岡市が感じるメリット・デメリ ットについてもうかがった。1つ目が、民間団体が行政と市民の仲介役となり、市民、行 政、民間団体の三者がうまく機能しやすいことだ。指導の際、指導的立場である行政が説 明するより民間団体が間に立って噛み砕いて説明することで市民が身近に感じ指導にも応 じやすくなる。2つ目は児童相談所が本来行うべき里親業務を民間団体に委託すること で、児相が養育相談や虐待対応などその他の業務に専念できる。そして、里親業務に特化 した民間団体によるきめ細かい里親業務が可能になる。一方で、デメリットもある。外部 に委託しているからこそ、タイムリーな情報を瞬時にキャッチしづらい。たとえば、里親 になりたい人の選定や調査も民間団体が行っているため、里親の人となりが直接把握しに くく、児相がどういう子どもがその里親に合うかが見えにくい。また、児童の直近の様子 や里親の相談内容など、民間を通して入ってくるため、情報を少し遅れて把握することに なることを問題視していた。以上の静岡市児童相談所へのヒアリングの結果から、里親業 務を NPO 法人に委託したことで、児童相談所が里親委託業務以外の対応、近年特に増加し ている虐待対応に専念でき、被虐待児に適切な措置を行うことが可能であるといえる。ま た、里親業務に特化した民間団体が里親委託を全面的に実施することで、里親委託が適切 だと判断された被虐待児へ適切なケアが施される。よって、外部機関に委託することは、 里親委託率の増加に有効であると考えられる。一方で、児相と NPO 法人の間で情報を把握 するスピードや内容に差が生じるという、これから改善すべき点も明らかになった。双方 が里親と児童に関する情報を平等に共有できるように、さらに連携を強化すべきである。

次に静岡市里親家庭支援センターの取り組みについて述べる。同センターでは、①啓発、②養育里親研修、③相談・支援を三つの柱とし、児童相談所や里親、児童養護施設と 連携を図りつつ、里親支援を推進している。同センターが里親の確保から、子どもとのマ ッチング、委託後のアフターケアまで一貫して行う。特定非営利法人バディチームによる研究報告書(2017)において、「三本の柱のうちどれかを行えばよいということではなく、3本の柱をセットとすることで包括的な支援ができる」という同センター関係者からの聞き取り調査の結果を得ている。そのためには里親委託業務全般を受託される必要があるが、それが実現しているのは日本全国で静岡市だけである。さらに、同報告書において、委託率増加の理由として「不調は、全国平均の4分の1~5分の1程度である。新規希望者に対する丁寧な面接から委託時のマッチング、委託後の訪問支援までを一貫して行えていることが有効なのではないか」ということが聞き取り調査で判明した。また、全国里親委託等推進委員会の調査報告書(2014)において、先進的な委託推進における取り組みの例として、同センターと民間に一部委託している NPO 法人キーアセット(川崎事務所)を比較・考察している。両者の共通点として、里親希望者が希望を表明した時点から時間と労力をかけて関わっていくことで信頼関係を築き、その後の支援を継続していること挙げている。そして、子どもと里親家庭を十分に支援していくために重要なことは、里親の委託前から委託後の支援に至るまでの一貫した深いかかわりであると結論付けている。

また、10 月中旬に東京都小平児童相談所で行われた里親体験会で、実際に里親をされている方にお話をうかがったところ、「児相の里親担当の職員が、数年で異動し変わってしまうため、同じ人に継続して担当してみてもらいたい」という意見が得られた。全国里親委託等推進委員会が行った全国の児童相談所および民間里親支援機関等を対象としたアンケート(2014 年 10 月 3 日から 2014 年 11 月 14 日にかけて実施)の結果にもその特徴が顕著に現れている。以下がそれを示す図である。

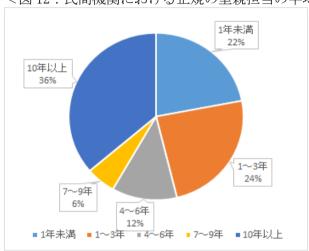


<図11:児童相談所における正規の里親担当の平均在職年数>

出所:全国里親委託等推進委員会「里親リクルートに関する調査報告書」平成26年度より

筆者作成





出所:全国里親委託等推進委員会「里親リクルートに関する調査報告書」平成 26 年度より 筆者作成

図12より、正規の里親担当となってからの平均在職年数は、児相において1年未満と1年から3年を合わせると75%を占める結果となった。児相と比較すると、民間機関の方が担当が3年未満の経験の浅い職員が約半数を占めるものの、長年里親担当をしている経験値の高い職員が多いといえる。この差が生じる原因は児相の職員は行政職員であるため、担当部署が数年ごとに変わりやすいからである。民間機関の方が体制的には継続的な里親支援が実施しやすいといえる。

第4章 政策提言 第1節 外部機関への委託

第 1 章では被虐待児を含む要保護児童の委託措置には、子どもの家庭的養護の必要性から里親委託が望ましいものの、日本の里親委託率は低く児童養護施設が約 9 割を占めていることを問題意識として提示した。第 2 章では先行研究をふまえて、委託率が低い原因として児童福祉司の抱える業務量が多く、児童相談所内で委託措置先決定に十分な時間を費やせないためであるという考察に至った。児童相談所の業務の拡大に対して政府は児童相談所職員の増員を行っている。第 3 章では、虐待相談件数が今後も上昇するであろうことを考えれば、児童福祉司の増員によって 1 人あたりの抱える業務量はあまり変化するとは言えず、効果は望めないと考えられることを明らかにした。また、児童福祉司は地方公務員に属しており数年で異動があるため里親や里子と十分な信頼関係を築くことができないという問題点もある。

以上をふまえて、全国的な里親業務の外部機関への委託を提言する。静岡市児童相談所で里親委託を民間団体に全面委託したことで児相の職員の負担が減り、民間団体による里親委託が進んだこと、児童福祉司増員による費用は民間団体の委託にかかる費用より圧倒的に高いためである。現在、自治体が里親業務を一部委託している場合は、その民間団体に行政処分を除く里親業務全般を委託する。全く委託していない自治体においては、新たに NPO 法人を設立させ、全国的に最低1か所ずつ自治体に代わって里親業務を全面的に行う民間団体を設置する。

第2節 今後の課題

本節では、第 1 節で提言した「里親業務の外部機関への委託」という政策における課題をいくつか挙げる。まず、里親委託業務を民間団体に委託するうえで、民間団体の存在は不可欠である。そのため、委託先となる民間団体を確保することが前提になるが、現状では里親支援に携わっている民間団体は全自治体に存在しているわけではない。よって民間団体を新しく設立することが必要になる自治体が出てくるが、そのうえで職員を募ることに困難があると考えられる。NPO 法人静岡市里親家庭支援センターは静岡市里親会が母体となって設立されたことから、里親会に委託できる可能性もある。しかしその場合は、その里親会の構成員が里親委託業務を行えるか検討すべきである。構成員は自らが里子を養育していたり別に仕事をしていたりするため、それに加えて里親業務を行う余裕があるのかは現時点では分からないからである。

次に、民間団体の職員の専門性の問題も挙げられる。児童福祉司として児童相談所で勤務するためにはいくつかの要件を満たす必要がある。しかし、NPO 法人に委託する場合、要件的には誰でも職員になることができるため、専門知識が全くない職員が業務にあたる可能性もある。そうなると異動の多い児童福祉司と同様の問題が発生することになる。これを防ぐため、ただ外部機関に委託して終わりではなく、委託先の職員への研修など、専門性を向上させるための取り組みも必要であるといえる。

以上が私たちの提言する政策を実行するうえでの課題であり、今後解決することが求められる。

おわりに

本研究では、被虐待児の措置としての里親委託が進んでいない現状に着目し、里親委託率を上げるための取り組みについて考察した。本論文では、まず現状分析として被虐待児

の措置としては施設入所が多いこと、政府は被虐待児を含む要保護児童への措置として里親委託を推進しようとしていること、その方針とは裏腹に里親委託が進んでいないことを述べた。続いて先行研究では、里親委託における課題は多く存在すること、そのほとんどを児童相談所が対処していることが明らかになった。また、児童相談所の職員は増加し続ける児童虐待相談への対応で精一杯であり、里親関連業務を行う余裕がないことが示唆された。これが事実であるかを確かめるため、分析では、児童福祉司を平成 31 年度までに550 人増員するという「児童相談所強化プラン」の効果を検討した。その結果から児童福祉司を増員しても彼らの負担は変わらないことが判明し、別の解決策が必要であることが分かった。その解決策のヒントを得るため、里親委託率が高いオーストラリアと静岡市の例を先行事例として分析した。そして、どちらの例でも NPO 法人などの民間機関に里親業務を委託していることが高い委託率の要因であると考えられた。これらの分析結果を踏まえて、私たちは里親業務の外部委託の推進を政策として提言した。

しかし、第 4 章の政策提言の項目でも述べたように、今回提言した政策には課題が残っている。これらの課題に関しては今後も班内で議論し、より良い政策になるよう努力していきたい。

最後に、本研究によって里親委託率が上昇し、被虐待児をはじめとする要保護児童が家庭的な環境で育つことのできる社会が実現することを願って、本研究の結びとする。

先行研究·参考文献

- ○主要参考文献
- ・庄司順一(2003)「フォスターケア」 明石書店
- ・伊藤嘉余子(2016)「里親の支援ニーズと支援機関の役割:里親アンケート調査結果か

らの考察」、『社会福祉学』57(1)、pp. 30-41、日本社会福祉学会

- ・ウィリアムス飯久保蔦枝(2003)「里親制度について-日英の法制・家庭のあり方の比較から-」『東京家政学院大学紀要』(43) 人文・社会科学系
- ・貴田美鈴(2009) 「里親に関する研究の展望と課題 1998 年~2008 年までの国内文献から一」、『人間文化研究』12, pp. 85-100, 名古屋市立大学
- ・木村容子 (2012) 「里親制度の啓発と普及についての一考察」,『Human Welfare: HW』 4(1), pp. 27-40, 関西学院大学人間福祉学部研究会
- ・坂本理(2012) 「虐待ケースを 100 件担当するということー 1. 児童福祉司からの報告 一」,『ソーシャルワーク学会誌』25, pp. 51-56, 日本ソーシャルワーク学会
- ・田中理絵(2011) 「社会問題としての児童虐待―子ども家族への監視・管理の強化―」 『教育社会学研究第88集』,pp. 119-138
- ・津崎哲雄(2004) 「我が国における里親制度の基本問題~宇都宮里子傷害致死事件に学ぶ~」,『福祉社会研究』4・5, pp. 1-19, 京都府立大学福祉社会学部福祉社会研究会
- ・特定非営利団体キーアセット(平成 27 年度 3 月)「里親アセスメントにおける面接技術に関する研究」pp. 21–42

http://www.keyassetsnpo.jp/wp-

content/uploads/2015/12/%E5%8E%9A%E5%8A%B4%E7%9C%81%E7%A0%94%E7%A9%B6%E4%BA%8B%E 6%A5%AD%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8%E3%80%80%E6%9C%80%E7%B5%82%E7%89%881.pdf (2017/10/31 最終アクセス)

・厚生労働省「児童虐待の現状」

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/about-01.pdf

(2017/11/2 最終アクセス)

・厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課「子ども虐待対応の手引き」(平成 25 年 8 月 改正 版)

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/120502_ 11.pdf (2017/10/31 最終アクセス)

- ・厚生労働省「地域における児童虐待防止対策推進に資する調査研究」 http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000128068.pdf (2017/11/3 最終アクセス)
- ・厚生労働省「児童虐待対策の現状と今後の方向性」

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000061918.pdf (2017/11/2 最終アクセス)

・厚生労働省「里親委託ガイドライン」

http://mobile.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000018h6g-att/2r98520000018h1p.pdf (2017/11/03 最終アクセス)

- ・厚生労働省社会圃場審議会児童部会「児童福祉法の改正等について」
 http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-
 Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000180006. pdf (2017/11/03 最終アクセス)
- ・厚生労働省「児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要」 http://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/pdf/topics/jidofukushihou_kaisei.pdf (2017/11/03 最終アクセス)
- ・厚生労働省「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の公 布に ついて」

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000Koyoukintoujidoukateikyoku/kouhu.pdf (2017/11/03 最終アクセス)

・総務省「児童虐待の防止等に関する意識等調査結果」

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/38031.html#tyousakekka (2017/11/02 最終アクセス)

・NPO 法人静岡市里親家庭支援センター平成 27 年事業報告書

https://www.npo-

homepage.go.jp/npoportal/document/109000288/hokoku/201570/2015%E5%B9%B4%E5%BA%A6 %E4%BA%8B%E6%A5%AD%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8%E7%AD%89.pdf (2017/11/02 最終アクセス)

・静岡市里親家庭支援センターHP http://fcsshizuoka.com/

(2017/11/02 最終アクセス)

○引用文献

・全国里親委託等推進委員会「平成 26 年度調査報告書 委託推進のための基盤づくりのための 先進的な取り組み pp. 91-pp. 108 、里親リクルートに関する調査報告書(中間報告)」 pp. 112-pp. 140

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000080951.pdf#search=%27%E5%85%A8%E5%9B%BD%E9%87%8C% E8%A6%AA%E5%A7%94%E8%A8%97%E7%AD%89%E6%8E%A8%E9%80%B2%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A %27 (2017/11/03 最終アクセス)

・特定非営利活動法人 バディチーム「里親支援に求められる養育支援とその課題に関す

る研究報告書」pp. 132-pp. 142 (2016年3月)

http://buddy-

 $\underline{\text{team. com/pdf/researchreport1603. pdf\#search=\%27\%E9\%87\%8C\%E8\%A6\%AA\%E6\%94\%AF\%E6\%8F\%B4\%27}$

(2017/11/03 最終アクセス)

○データ出典

- ・厚生労働省 (2017) 「社会的養護の現状について(参考資料)」 http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000172986.pdf (2017/11/2 最終アクセス)
- ・厚生労働省「福祉行政報告例(児童福祉, 市町村における児童虐待相談の対応件数,都道府県-指定都市-中核市×被虐待者の年齢別)」(平成 23~27 年度)http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001034573 (2017/11/1 最終アクセス)
- ・厚生労働省「平成 28 年度児童相談所での児童虐待相談対応件数<速報値>」 http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000174478.pdf (2017/11/3 最終アクセス)
- ・厚生労働省「里親制度について」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/02.html (2017/11/03 最終アクセス)

- ・厚生労働省「里親の要件等」 http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/01/dl/s0108-4b_0084.pdf (2017/10/31 最終アクセス)
- ・厚生労働省「里親制度の現状と課題」

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000086861.pdf(2017/11/3 最終アクセス)

・厚生労働省「社会的養護の施設等について」

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/01.html (

2017/11/3 最終アクセス)

・厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童養護施設入所児童等調査結果(平成 25 年 2 月 1 日現在)

http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11905000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Kateifukushika/0000071184.pdf (2017/11/3 最終アクセス)

・厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童養護施設入所児童等調査結果(平成 20 年 2 月 1 日現在)」

http://www.wam.go.jp/wamapp1/bb11GS20.nsf/0/05d76097e7241db049257735002c854e/\$FI LE/20100601_3shiryou2-1.pdf (2017/11/2 最終アクセス)

- ・総務省「地方公務員給与の実態」(2017/11/02 最終アクセス) http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/cgyousei/kyuuyo/h28_kyuuyo_1.html
- Ichiro Wada, Ataru Igarashi (2014). The social costs of child abuse in Japan. Children and Youth Services Review, 46. pp. 72-77

http://www.sciencedirect.com/science/article/pii/S019074091400276X (2017/10/31 最終アクセス)

· 平成 27 年度国勢調査 人口等基本調査 全国結果平成 28 年度公表

http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do (2017/11/03 最終アクセス)

ISFJ2017 最終論文